

## 答 申

審査請求人（以下、順に「父」、「母」といい、両名を併せて「請求人ら」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく各一時保護決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人らに対し、平成31年2月4日付けで行った、請求人らの子供である〇〇さん（以下「兄」という。）及び〇〇さん（以下「妹」といい、兄と併せて「本児ら」という。）に係る法33条の規定に基づく各一時保護決定処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人らは、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

子家センターの父が兄を虐待した等の虚偽報告に基づいてなされた本件各処分は取り消されるべきである。また、一時保護中に本児らが必要な医療行為を受けていないのは、虐待にあたる。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 9 月 2 4 日	諮問
令和元年 1 1 月 1 5 日	審議（第 3 9 回第 1 部会）
令和元年 1 2 月 1 6 日	審議（第 4 0 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 児童虐待防止法

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）2 条は、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいうと規定し、「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（同条 1 号）、「児童に対する著しい暴言（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条 4 号）等の行為を掲げ、何人も児童に対し、虐待をしてはならないと定めている（3 条）。

また、児童虐待防止法 6 条 1 項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとし、同法 8 条 1 項 1 号は、（6 条 1 項の）通告を受けた市町村又は福祉事務所の長は、当該児童との面会その他の当該児童の安全の

確認のための措置を講じるとともに、法 25 条の 7 第 1 項 1 号若しくは第 2 項 1 号又は 25 条の 8 第 1 号の規定により当該児童を児童相談所長に送致すること、としている。

さらに、児童虐待防止法 8 条 2 項は、同法 6 条 1 項による通告又は法 25 条の 7 第 1 項 1 号若しくは第 2 項 1 号又は 25 条の 8 第 1 号の規定による送致を受けた児童相談所長は、必要に応じ学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法 33 条 1 項の規定による一時保護を行うこと、としている。

イ 「子ども虐待対応の手引き（平成 25 年 8 月改正版）」

（平成 25 年 8 月 23 日付雇児総発 0823 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙）第 1 章・1・(2)によれば、児童虐待防止法 2 条 1 号の行為は、「身体的虐待」と定義され、「打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。」などをいうとされ、同条 4 号の行為は「心理的虐待」と定義され、「配偶者やその他の家族に対する暴力や暴言」、「子供のきょうだいに、一～四（それぞれ身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）を行う。」などをいうとされている。

## (2) 児童福祉法

ア 法 25 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

法 25 条の 7 第 1 項は、市町村は、通告を受けた児童について、必要があると認めるときは、同項各号のいずれかの措

置を取らなければならないとし、同項1号で「第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。」としている。

法26条1項は、児童相談所長は、送致を受けた児童について、必要があると認めるときは、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項1号で「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」としている。

また、法27条1項は、上記報告のあった児童について、都道府県は、同項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項3号は、児童を児童養護施設等に入所させること等を規定している。

イ 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

法33条1項及び2項にいう「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）Ⅱ・2・(2)

・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（以下略）」等としている。

ウ 一時保護は、児童虐待の疑いがある場合において児童の安全の確保を目的として、緊急に行う必要性の高い暫定的な処分であるといえることができる。そのような目的、性質に加え、一時保護の要件が、「必要があると認めるとき」という文言として規定されていること、児童の福祉に関する事項の判断には児童心理学、医学等の専門的な知見が必要とされていることからすれば、児童に一時保護を加えるか否か、どの程度の期間にわたり一時保護を継続するかについての判断は、一時保護を行う児童相談所長等の合理的な裁量に委ねられているというべきである。

したがって、処分庁が上記裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限り、一時保護決定処分は違法となると解するのが相当である（同種のものとして、東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁がある。）。

エ 法33条5項は、親権者の意に反して、2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の許可を得なければならないとし、ただし、当該児童に係る28条1項1号の承認の申立てがされている場合はこの限りではないとしている。

2 これを本件についてみると、本児らに対して一時保護を加えるか否かは、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると解すべきところ（1・(2)・ウ）、処分庁がその判断をするに当たって、前提とした主な事実として、平成31年1月30日に子家センターから、平成30年12月3日、兄の左目尻に紫色の痣があり、兄は「父にやられた。」と語ったこと、平成31年1月24日の登園

時に兄の顔に点状出血がみられ、翌25日にも兄の顔の左側面に点状出血がみられたという内容の法25条の7第1項1号に基づく本児らの送致があり、〇〇児童相談所で調査を開始したところ、同年2月4日に、再度、子家センターから、兄の目の周りなど顔の両側に点状出血ができていたとの報告を受け、〇〇児童相談所職員が本件保育園において、その状況を確認するとともに、兄から「父にグーで殴られたことがある。」旨の話を聞いたため、「本児らに対する不適切な養育の疑いがあり、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、また、児童の心身の状況、その置かれている環境を把握するため、一時保護が必要である。」と判断して、本児らについて法33条の規定に基づく本件処分を行ったものと認められる。

処分庁が、上記認めた事実から、本件において法33条を適用する要件が備わっていると判断には合理性があり、したがって、本件処分は、上記1に掲げる法令等に則って適正になされたものと認められ、違法又は不当と評価することはできない。

### 3 本件各処分後の状況について

(1) 本件各処分により本児らに係る各一時保護を開始した後、処分庁は、保護前に撮影された兄の写真について、医師に見解を求めたところ、当該医師は、兄の点状出血については、原因を特定できないと述べたものの、痣については、拳で殴られた可能性が高い旨の見解を示しており、兄に対して身体的虐待が行われていたことを強く推認させるものである。

(2) 妹に関する精神科医の診断所見によれば、妹は、「周囲に支援を求める発想は乏しく、根底には不安が強いと考えられた。家族の話題になると、不安が惹起されるためか、回避が強く、部屋の隅にうずくまるなど拒否的で、父から兄への暴力目撃などの外傷体験の影響も考えられる。」とされ、父の兄に対する

身体的虐待が、妹に対する心理的虐待となっていることが強く推認される。

- (3) さらに、本児らは、家に帰るのを拒否するか少なくとも積極的には欲しない発言があることが認められる。
- (4) ○○児童相談所職員との面接において、父は今までの育児方針を変える必要はないと発言していることが認められる。
- (5) 平成31年2月4日の一時保護以降、本件児童らは必要に応じ、医療機関を受診していること、兄のために必要な靴を確保したり、妹の持病に関する情報が、○○児童相談所と一時保護委託施設との間において共有されているなど、一時保護が本児らの健康に配慮しながらなされていることが認められる。

上記(1)ないし(5)から、処分庁が現在まで一時保護を継続していることに不合理な点は認められず、また、本児らの健康に配慮しながら適正に一時保護がなされていることが認められる。

- 4 処分庁は、本児らの一時保護について、2か月を超えて引続き一時保護を行う際には、法33条5項に基づき東京家庭裁判所の承認を得ていること、さらに2か月を経過する前である令和元年5月31日、法28条1項1号に基づき、本児らの施設入所措置承認の審判を東京家庭裁判所に申し立てていることから、法33条5項により、処分庁が、同日以降、引続き一時保護を行うことには、期限上の問題はない。
- 5 請求人らは、上記第3のとおり、本件各処分について、子家センターの虚偽報告に基づき行われ、一時保護中に本児らに医療行為が行われず、虐待を受けている旨主張するが、本件各処分が法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記1ないし4のとおりであるから、請求人らの主張を採用することはできない。
- 6 請求人らの主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹